

罹災(り災)証明書の発行手続きマニュアル

<令和6年3月作成>

喜茂別町

《罹災(り災)証明書の発行手続きマニュアル更新履歴》

- ・令和6年（2024年）3月作成

<目 次>

- 1 罹災（り災）証明書の発行の目的について・・・・・・・・・・ P 3
- 2 住まいが被害を受けたとき最初にすること・・・・・・・・・・ P 3
- 3 地震・風水害の被害にあわれた場合・・・・・・・・・・ P 4
- 4 支援制度のご案内・・・・・・・・・・ P 6

1 罹災（り災）証明書の発行の目的について

町では、地震や風水害などの自然災害による住家や住家以外の建物・物件の被害を受けた場合、被災者からの申請を受理し、その事実を証明する証明書を交付いたします。（内閣府防災情報のページ、災害に係る住家の被害認定）

大規模災害発生時は、次の内容と扱いが異なる場合があります。その際は、IP告知端末、町ホームページ、広報車などで改めて周知いたします。

2 住まいが被害を受けたとき最初にする事

(1) 災害で住まいが被害を受けたときは、あまりのショックに、何から手を付けたらいいか分からなくなるかもしれません。被災者の方々が一日も早く日常の生活を取り戻せるように、行政も様々な支援に動き出します。それらの支援も受けながら、一步ずつ再建を進めていきましょう。その支援を受けるためにも、被災状況を写真で撮るようお願いします。

(2) 家の被害状況を写真で記録すること

片付けや修理の前に、家の被害状況を写真を撮って保存しておきましょう。町から罹災証明書を取得して災害に係る住家の被害認定を受ける際や、保険会社に損害保険を請求する際などに、たいへん役に立ちます。ポイントは、家の外と中の写真を撮ることです。

ア 家の外の写真の撮り方

(ア) カメラ・スマホなどでなるべく4方向(表札含む。)から撮るようにしましょう。

(イ) 浸水した場合は、浸水の深さがわかるように撮りましょう。

※メジャーなどをあてて「引き」と「寄り」の写真を撮ると、被害の大きさが良くわかります。

イ 家の中の写真の撮り方

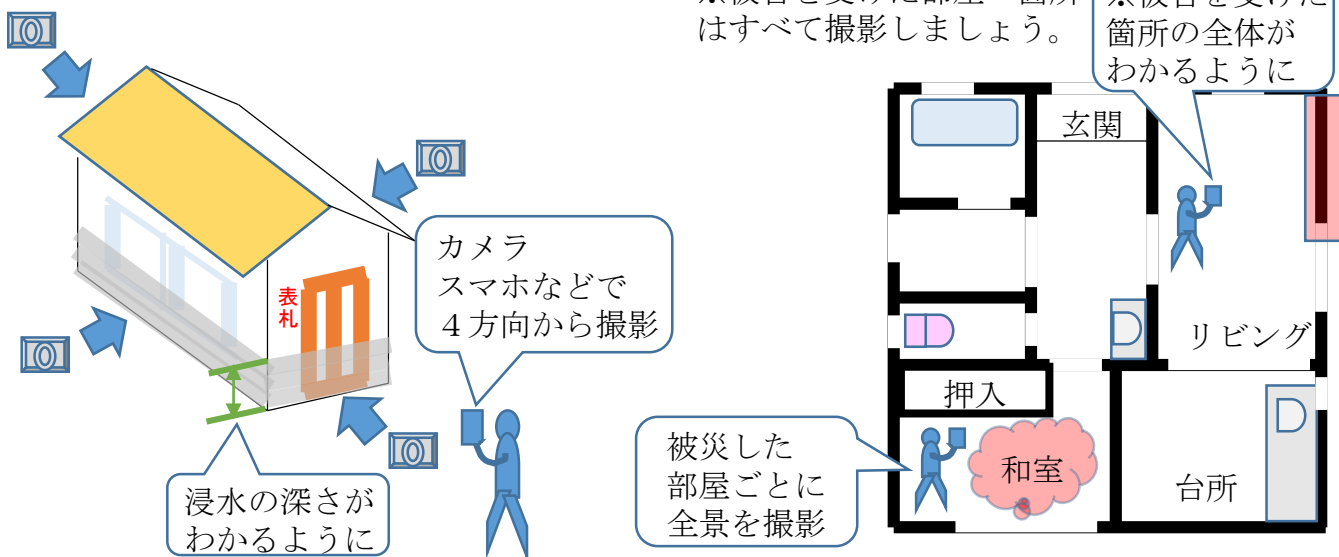
(ア) 被災した部屋ごとの全景写真を撮りましょう。

(イ) 被害箇所の「寄り」の写真を撮りましょう。

(ウ) 想定される撮影箇所

内壁、床、出入口、サッシ、襖、障子、システムキッチン、洗面所、便器、ユニットバス など

<イメージ図>



3 地震・風水害の被害にあわれた場合

(1) 証明書の種類

地震や風水害などによる被害の証明書類は、次の3種類です。

ア 罹災（り災）証明書

災害による住家被害の程度（全壊・半壊・一部損壊など）を証明するもの。

イ 被災証明書

災害による住家以外（事業所、工場、カーポート、堀など）の建物・物件の被害を証明するもの。

ウ 被災届出証明書

住家または住家以外の建物・物件について、災害による被害を受けたことを届け出た事実を証明するもの。

(2) 罹災（り災）証明書の発行までの流れ

ア 申請の受付

罹災（り災）証明申請の際は、以下の書類をご準備ください。

(ア) 罹災（り災）証明書交付申請書

(イ) 本人確認書類（運転免許証や住民票の写しなど）

(ウ) 罹災（り災）したことが確認できる写真

写真は、以下のように撮影していただくと被害の判定をスムーズに行うことができます。

a 建物の外側を4方向から浸水した深さがわかるように撮影した写真

b 表札と建物が1枚の写真で確認できる写真

c 室内の被害の状況が確認できる写真

d その他罹災（り災）した箇所がわかる写真

※その他申請者の状況に応じて必要となる書類があります。

イ 被害認定調査

被害認定調査の流れ

(ア) 申請に基づき、町の職員が現地にて調査を行います。

(イ) 調査については、外観から判定できるものについては、町の職員が現地で確認し判定を行います。（1次調査）

(ウ) 外観での判定が難しい場合には、建物内部の調査を行いますが（2次調査）、その際には、調査の立会いのご協力をお願いいたします。

※建物の周辺の被害状況によっては、申請していただいても、すぐに現地調査できない場合があります、被害の判定に時間がかかることがありますので、ご理解ください。

ウ 罹災（り災）証明書発行

証明書を受け取った後

判定結果に不服がある場合には、罹災（り災）証明書の交付を受けた日から、原則6か月以内に、2次調査、再調査を依頼することができます。

再調査等により、被害の程度が変更になった場合には、それより前に交付された証明書は、その効力を失います。

- ※被害が軽微な場合は、現地調査を省略させていただくことがございます。
また、被災届出証明書の発行の際は、現地調査は行いません。
- ※申請書類の提出から発行まで、通常、数日から1週間程度お時間をいただきます。町内で多くの被害が発生した場合は、発行までに時間がかかる場合があります。
- ※住家・非住家などの物件の種類や罹災（り災）状況により、申請書類が異なります。被害箇所の写真をご準備いただき、下記の窓口にお問い合わせください。被災物件の種類や被災状況の確認後に、各種申請書類をお渡しします。

申請・郵送先：〒044-0292 喜茂別町字喜茂別123番地
喜茂別町役場住民課
電話番号： 0136-33-2211

(3) 災害に係る住家の被害認定

町長は、災害対策基本法第90条の2第1項の規定に基づき町内で災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があったときは、遅滞なく、住家の被害その他、町が定める種類の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（罹災（り災）証明書」という。）を交付します。

ア 災害に係る住家の被害認定基準運用指針(平成13年作成、令和3年最終改定)

- (ア) 市町村が災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、地震・水害・風害等の災害ごとに住家の経済的被害の標準的な調査方法を定めたもの
- (イ) 固定資産評価を参考に、原則として、部位(基礎、柱等)別の損害割合を算出し、それらを合計して住家全体の損害割合を算出して判定

イ 災害の被害認定基準(令和3年6月24日付府政防670号内閣府政策統括官(防災担当))

被害の程度	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	準半壊に至らない(一部損壊)
損害基準判定 (住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合)	50%以上	40%以上 50%未満	30%以上 40%未満	20%以上 30%未満	10%以上 20%未満	10%未満

ウ 罹災（り災）証明書の交付

罹災（り災）証明書の統一様式は、罹災（り災）証明書（様式1）のとおりとします。

(4) 申請に必要なもの

ア 申請書

- (ア) 罹災(り災)証明書の場合は、「罹災(り災)証明書交付申請書」
罹災(り災)証明書交付申請書の統一様式は、罹災(り災)証明書交付申請書(様式2)のとおりとします。
- (イ) 被災証明書の場合は、「被災証明書交付申請書」
被災証明書交付申請書の統一様式は、被災証明書交付申請書(様式3)のとおりとします。
- (ウ) 被災届出証明書の場合は、「被災届出証明書交付申請書」
被災届出証明書交付申請書の統一様式は、被災届出証明書交付申請書(様式4)のとおりとします。

イ 本人確認書類

- (ア) 運転免許証、個人番号カード、パスポート、健康保険証など
- (イ) 代理人が申請する場合は、代理人の本人確認書類

ウ 災害による被害箇所の状況がわかる写真

エ 委任状

代理人が申請する場合のみ

(5) 申請の受付期限

各種申請の受付期限は設けておりませんが、災害と被害の因果関係が認められない場合は罹災(り災)証明書・被災証明書の発行はできません。被害を確認した場合、早めの申請をお願いします。

4 支援制度のご案内

風水害や地震などで被災された場合は、被災の程度により税金や保険料などの減免及び融資などの制度があります。

減免・融資の内容や問い合わせ先などの詳細は、別紙「災害にあわれた方へ」をご覧ください。